

# 令和5年 第6回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和5年6月29日（木）14時00分
2. 場 所：由布市役所本庁舎 市民ホール2階 2-1会議室
3. 出席委員 9名  
会 長 7番 坂 本 成 一  
  
委 員 2番 二 宮 寿 徳  
3番 秋 吉 一 郎  
4番 高 田 英  
5番 大 津 雄 司  
6番 大 野 重 利  
9番 安 部 義 浩  
10番 麻 生 秀 昭  
11番 橋 本 早 人
4. 欠席委員 1番 縣 次 男  
8番 江 藤 国 子
5. 議事参与が制限された委員数 2名
6. 議事日程  
（1）出席確認  
（2）会長挨拶  
（3）議 事  
① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について  
② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について  
③ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について  
④ 農用地利用集積計画について（貸借権設定）  
⑤ 農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）  
⑥ 農用地利用集積計画について（所有権移転）  
⑦ 農業委員会の適正な事務実施について  
⑧ その他  
（4）その他
7. 出席職員  
農業委員会事務局職員  
事務局長 二宮啓幸、次長 長松喜久一、主査 小原匡博、主任 興梶 太希、  
行政専門員 衛藤哲男
8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和5年 第6回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員  
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。次に、会議録署名人の1名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号9番 安部 義浩委員にお願いしたいと思います。宜しくお祈りします。次に、採決についてお諮りします。これから、採決します日程第1から第8までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員  
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。なお、農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしくお祈りします。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約について」  
(議案第1号 1件)

議 長

それでは、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、議案朗読説明。

議 長

議案1号につきましては、皆さんに報告という事で承して頂きたいと思ひます。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第2号～5号 4件)

議 長

それでは、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

それでは、議案2号につきまして議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

それでは説明いたします。

場所は挾間町高崎、裏入り口からかなり入っていった行き止まりになるんですが、受人が管理をしていた農地だそうです。受人は農機具も準備できていますし何ら問題ないと思います。審議よろしくをお願いします。

議長

それでは、議案2号につきまして、質問がある方はをお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案3号につきまして議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

それでは説明いたします。

場所は挾間町来鉢、ヲギノヲという所ですが渡人と受人は兄弟になります。家のすぐ横に畑がありましてそれを贈与ということで。もともと作っていたんですが畑をするということで、贈与ですね。審議をお願いします。

議長

それでは、議案3号につきまして、質問がある方はをお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

議案4号ですが、4番 高田委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

(4番 高田 英 委員 退席)

それでは、議席番号2番 二宮 寿徳委員より説明をお願いします。

2番 二宮 寿徳 委員

それでは説明いたします。

場所は庄内町大龍のローソンから挾間町谷に抜ける農免道路の途中の城山トンネルの手前の右側付近です。申請地は渡人が高齢により耕作できずに保全管理のみをしていた土地であります。

後で5条の議案にも出てきますが、受人に宅地用地として一部の土地を譲った際にこの申請地も売買することになりました。

受人は北九州市に移住していますが頻繁に庄内に帰ってきて農業しており農業経験もありますので問題ないと思います。

よろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案4号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

高田委員 お入りください。

(4番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。

挙手多数により承認されました。

4番 高田 英 委員

ありがとうございました。

議 長

議案5号ですが、9番 安部 義浩委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

(9番 安部 義浩 委員 退席)

それでは、議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

それでは説明いたします。

場所は挾間町朴木になります。渡人の土地を受人がだいぶ長く耕作していたのですが高齢になったので売買ということです。元々耕作をしていたので何も問題ないと思っております。審議よろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案5号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件承認致します。

安部委員 お入りください。

(9番 安部 義浩委員 着席)

安部委員に報告致します。  
挙手多数により承認されました。

9番 安部 義浩 委員  
ありがとうございました。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第6号～9号 4件)

議 長

続きまして、日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

6号、7号、9号が高田委員が退席しないといけないので、8号から審議したいと思います。

議案8号について、担当の大津委員がまだ来ていないので事務局より説明をお願いします。

事 務 局

では8号を説明します。

資料は13ページからです。位置図が14ページですが、申請地の場所としては狭間のワークマンプラスの裏手をちょっと入っていったどん詰まりのようなところの農地となっております。

申請目的は一般住宅で、住宅を建設する予定となっております。面積が少し大きいんですが土地の形状と法面が含まれるということで実有効面積としては495㎡程度というところで500㎡を超えてはいるんですが許容範囲内かなと考えております。

農地区分も3種農地でありますので転用としては問題ないと考えております。  
審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案8号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件承認致します。

議案の6号、7号、9号は、4番 高田委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

(4番 高田 英 委員 退席)

それでは、6号について担当の縣委員が欠席なので事務局より説明をお願いします。

## 事務局

議案6号、資料は1ページからです。場所は湯布院の秀峰館から佛山寺の方へ向かったところの右手になります。これについては旅館の駐車場で先月審議して許可をいただいた分の続きのような形となっております。

追認案件でして既に駐車場として利用されているようなかたちです。第1種農地ではありますが既存の施設の拡張という形で許可出来る要件がありますので、追認ということもありますがやむを得ないかなと考えております。よろしくをお願いします。

## 議長

それでは、議案6号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案7号について、議席番号2番 二宮 寿徳委員より説明をお願いします。

## 2番 二宮 寿徳 委員

それでは説明いたします。

場所は先ほどの3条の申請地の横で、庄内町大龍のローソンから挾間町谷に抜ける農免道路の途中の城山トンネルの手前の右側付近です。申請地は渡人が高齢により耕作できずに保全管理のみをしていた土地であります。

10年程前に農地法の許可を受けずに受人の家の進入路と駐車場が狭いため宅地拡張用地として532番1の一部を砂利敷きとしていました。

今回始末書を添付しまして申請されています。周辺の農地に影響を与えることなく問題ないかと思えます。よろしくをお願いします。

## 議長

それでは、議案7号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして9号について担当の江藤委員が欠席なので事務局より説明をお願いします。

## 事務局

議案9号、資料は18ページからです。場所は湯布院町川南の日野病院の近くとなっております。石松の三差路から日野病院の方へ下ってる途中の左手となっております。

転用目的は一般住宅でありまして、農地区分は3種農地であることから、排水等も水路へ適切に排水されますので周辺への影響もないと思われまますので、特別問題はないかと判断しています。よろしくお願ひします。

## 議長

それでは、議案6号につきまして、質問がある方はお願ひします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

高田委員 お入りください。

(4番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。

すべて挙手多数により承認されました。

## 4番 高田 英 委員

ありがとうございました。

## ■日程 第4 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第10号～13号 4件)

## 議長

日程 第4 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）4件あります。事務局より説明をお願いします。

## 事務局

日程 第4 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

## 議長

それでは、議案10号と11号の案件につきましては継続の案件でありますので一括して質問を受けたいと思います。ご質問があればお願ひします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、質問が無いようでありますので、これらの案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案12号は新規の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案13号は新規の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第5 「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」  
(議案第14号～15号 2件)

議 長

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分)2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分)、議案朗読説明。

議 長

議案14号の案件、ご質問があればお願い致します。

(ありません。)

それでは、議案14号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案15号の案件、ご質問があればお願い致します。

(ありません。)

それでは、議案15号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第6 「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」  
(議案第16号～19号 4件)

議 長

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)4件あります。事務局より説明をお願いします。



事務局

日程 第4 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）、議案朗読説明。

議長

議案16号の案件、ご質問があればお願い致します。

（4番 高田 英委員より挙手あり。）

議長

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

すみません、16号から19号まで全部理由の中で園芸事業のための農地売買と書いてありますが、これ園芸事業を行うということですか。

事務局

そうです。

4番 高田 英 委員

全部園芸事業？

事務局

はい。

圃場整備して、米以外の果樹とかの団地をする。

4番 高田 英 委員

わかりました。ありがとうございます。

議長

長

他に質問ありませんか。

（ありません。）

それでは、議案16号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案17号の案件、ご質問があればお願い致します。

（ありません。）

それでは、議案17号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案18号の案件、ご質問があればお願い致します。

（ありません。）

それでは、議案18号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案19号の案件、ご質問があればお願い致します。

(ありません。)

それでは、議案19号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

## ■日程 第7「農業委員会の適正な事務実施について」

(議案第20号 1件)

議 長

日程 第7 農業委員会の適正な事務実施について 1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第7 農業委員会の適正な事務実施について、議案朗読説明。

議 長

議案20号の案件、ご質問があればお願い致します。

(ありません。)

それでは、議案20号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

## ■日程 第7 「その他」

議 長

その他で何かありますか。

(ありません)

特に無いようですので終了したいと思います。

以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。  
審議、お疲れ様でした。